

令和 4 年労働災害 死亡者数過去最小 死傷者数過去 20 年で最多

厚生労働省から、「令和 4 年の労働災害発生状況」が公表され、令和 4 年 1 月から 12 月までの新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除いた労働災害による死亡者数は 774 人（前年比 4 人減）と過去最少となっています。一方、休業 4 日以上の子どもの死傷者数は 132,355 人（前年比 1,769 人増）と、過去 20 年で最多でした。なお、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害による死亡者数は 17 人（前年比 72 人減）、死傷者数は 155,989 人（前年比 136,657 人増）という結果でした。

3 歳までの子供がいる社員の在宅勤務の仕組み導入を努力義務に

厚生労働省は 3 歳までの子どもがいる社員がオンラインで在宅勤務できる仕組みの導入を企業の努力義務とします。現在は 3 歳までとなっている残業の免除申請制度も法改正で就学前までに延ばします。育児休業後、復帰しても柔軟に働ける環境を整え、希望する数の子どもを持ちやすくします。2024 年中にも育児・介護休業法や関連省令の改正を目指し、企業に行動を促します。

現在は子どもが 3 歳になるまでの両立支援策として、原則 1 日 6 時間の短時間勤務制度の採用を義務としています。オンラインによる在宅勤務が広がれば、特に都市部で働く人は通勤時間をなくせて子育ての時間をとりやすくなります。

テレワークは新型コロナウイルスの感染拡大で急速に広がりました。国土交通省の調査で勤務先にテレワークなどの制度がある就業者の比率は 22 年度に 37.6%と、19 年度の 19.6%から高まっています。テレワークが認められていない人のうち、実施したいとの回答は 67%に達していることから、企業が制度を整えればさらに広がる可能性は高いといえます。

ただ、国交省の調査によりますとテレワークで働く人の割合は企業規模が小さいほど少なくなっており、22 年度は就業者 1000 人以上だと 36.7%、100~299 人だと 22.7%、20~99 人だと 17.5%と差がありました。厚労省はテレワークが難しければフレックスタイム制度の活用などを求める方向です。

十勝の有効求人倍率 0.92 倍 5 年ぶりに 1 倍下回る

帯広公共職業安定所が発表した 4 月の十勝の雇用情勢によりますと求職者 1 人に対する求人数を表す有効求人倍率は、前年同月比 0.25 ポイント低い 0.92 倍で、3 カ月連続で前年同月を下回りました。1 倍を下回るのは 2018 年 4 月（0.99 倍）以来となります。

同所は求人減の要因を、「資材や燃料高騰、物価上昇などの先行きへの不安感で、幅広い業種で求人を抑える傾向がある」と分析しており、求職者増は「コロナの 5 類移行を機に再び求職活動をする人や、燃料高騰や物価上昇などによる 65 歳以上の求職者増が要因」などとしています。

産業別の求人を見ると、全 19 分類のうち、卸売・小売業 387 人（同 6.9%増）など、3 分類を除いて横ばいか減少となり、サービス業 131 人（同 35.8%減）、製造業 84 人（同 33.3%減）、建設業 231 人（同 22.5%減）、医療・福祉 449 人（同 20.7%減）などで減少幅が大きくなりました。

◆ ご存知ですか？ ◆

【育児・介護休業法】

育児・介護休業法は、育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、会社で働き続けられるよう支援するための法律です。育児・介護休業の申出や取得を理由に労働者を不利益に取り扱うことは禁止されており、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントの防止対策を講じることも事業主に義務づけられています。昨年度の育児・介護休業法の改正には男性従業員が子の誕生日から 8 週間までに取得ができる産後パパ育児、妊娠・出産を申し出た労働者に対して育児休業に関する情報の周知や意向確認を行うこと、育児休業の分割取得等が盛り込まれています。



- メルヘンの丘 (大空町) -

事務所より

十勝では先月末に竜巻などの突風が発生し、その光景も含め全国ニュースにも大きく取り上げられましたね。けが人がいなかったのは不幸中の幸いですが、農業資材が巻き上げられる等の被害もあったようで、撮影動画を見ると竜巻のその規模や雲まで届く高さに驚きました。6月は北海道以外の地域では梅雨入りする地方が多いですが、最近では北海道でも蝦夷梅雨と呼ばれる雨が続く時期も度々ありますね。ただ蝦夷梅雨は本州以南の一般的な梅雨前線によるものではなく、オホーツク海高気圧によるものとされているようです。いずれにせよ、雨が続きと気持ちも落ち込みがちになりますので、十勝らしい気持ちいい晴れの日が続く初夏を期待したいですね。

BIGLOBE が行った「若年層の働き方に関する意識調査」によりますと、18～24歳の54.8%、25～29歳の50.0%が「賃金下がっても週休3日を希望する」という回答結果が出たそうです。30～60歳代の回答についても47.3%が同様の回答となっていることから、若手社員にその傾向が強く見られるものの、全年代的に週休3日への関心が高いことが伺えます。会社側から見ると週休3日制と聞くとなかなか現実的ではない感もあり、実際に週休3日制が普及するにしても、様々な社会的な仕組みから今後時間がかかる話ではありますが、若手社員を中心に休日に対して、そういった意識が高まってきているということは労務管理の面からも押さえておいた方がよいかと思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6月1日から労働保険料の概算確定保険料申告の受付が開始されています。弊社の方で労働保険料についての計算を行い、電子申請により労働局に手続を行います。手続完了後に先に保険料の納付書を送らせていただき、その後申請書類をお届け致します。どうぞよろしくお願ひ致します。(事務組合及び一人親方加入の事業主様につきましてはすでに手続が完了しています)

